

2023年11月1日

各 位

西武建設株式会社

「パートナーシップ構築宣言」制定のお知らせ  
～パートナーとの協働による社会価値の共創～

当社では、2023年11月1日付で「パートナーシップ構築宣言」を制定しましたので、お知らせいたします。当社は、創業以来、総合建設会社として、80年の伝統の中で築き上げた確かな建設技術とノウハウを受け継ぎながら、大きく変化する事業環境の中で成長し続ける“活力”ある企業として、様々な社会課題の解決に貢献する企業へと進化していくことを目指しております。

また、社会課題の解決に貢献する企業となるためには、パートナーとの共創こそが最重要との考えのもと、パートナーと持続可能で良好な関係を構築し、共に成長し社会に役立っていくことができる取り組みをすすめています。

サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携に取り組む「パートナーシップ構築宣言」を機に、パートナーシップをより強固に、お客様や社会の持続的な発展に貢献し企業価値の向上に努めていきます。

## パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努める。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生の防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による下請契約の締結を徹底します。その際には、元請・下請間で対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努めます。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

#### ③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当社は、「社会に“信頼”され“よろこび”を共有する“活力”ある企業を目指します。」の経営理念の下、「安全・品質」や「フェアな心」を願うお客様、すべてのステークホルダーの皆様方とともに、事業を推進してまいります。

また、独占禁止法をはじめ取引に関する各種法令を遵守し、市場において透明で公正な取引・競争を行います。また、お客様・取引先・政治・行政等との健全かつ正常で透明な関係を維持します。パートナー会社とは、互いの立場を尊重し、良好な協力関係を保持し続けて、共に社会課題の解決に寄与する役割を果たします。

2023年11月1日

西武建設株式会社

代表取締役社長 佐藤 誠